休職手当 早見表

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

休職手当とは法的には「傷病手当金」が正式名称で、健康保険の被保険者（給与を得ている人）が、病気やケガで働けなくなり、会社から給与が十分に支払われない際に、健康保険から支給される生活保障のための現金給付です。個人事業主など国民健康保険の加入者は原則対象外です。

傷病手当金の支給条件

傷病手当金を受給するには、以下のすべての条件を満たす必要があります。

健康保険の被保険者であること	会社員や公務員など、健康保険に加入していることが前提です。
業務外の事由による 病気や怪我であること	仕事とは関係のない病気や怪我で、その療養のために休職する場合が対象です。 業務中の怪我や病気、通勤災害は労災保険の対象となります。
仕事に就くことが できない状態であること	医師の意見などに基づき、仕事ができないと判断される状態である必要があります。
連続する3日間を含み、4日以上仕事に 就けなかった期間があること	傷病手当金が支給されるまでには、3日間の待期期間が必要です。
休職期間中に給与の支払いがないこと	給与が支払われている場合、原則支給されません。 ただし、給与が傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給されます。

傷病手当金の期間と金額

支給期間は、支給開始日から**通算して1年6ヶ月**です。これは、途中で復職しても、支給開始日から1年6ヶ月が上限となることを意味します。
1日あたりの支給額は、原則として2ページ目の計算式で算出されます。

© MoneyForward, Inc.

支給開始日以前12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額	÷	30日	×	2/3

例えば、標準報酬月額が30万円の場合、1日あたり6,667円（約月給の3分の2）が支給されます。
健康保険の加入期間が12ヶ月未満の場合は、「支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均」か「標準報酬月額の平均値」のいずれか低い方で計算されます。

傷病手当金の申請手続き

申請は、本人または事業主が行えます。

従業員による手続き	申請に必要な添付書類を確認し、健康保険組合や協会けんぽのウェブサイトから「傷病手当金支給申請書」をダウンロード・記入後、診断書を添えて管轄の窓口に提出または郵送します。
事業主による手続き	従業員と同様に申請に必要な添付書類を確認し、申請書を作成後、会社から提出します。

© MoneyForward, Inc.